

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）

に係る第1号保険料分のイメージについて（案）

〔この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更がありうる。〕

計3枚（本紙を除く）

Vol.52

平成20年12月3日

厚生労働省老健局介護保険課

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(企画法令係・内線2260 財政第一係・内線2264)
FAX：03-3503-2167

介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）に係る 第1号保険料分のイメージについて（案）

平成20年10月30日に政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議により決定された「生活対策」において、介護報酬改定等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することとされたことを踏まえ、当該対策に係る財政措置として介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）（以下「交付金」という。）を予定しているものである。

当該交付金については、国会において補正予算が成立してから正式に決定することとなるが、当該交付金のうち各市町村等において第1号保険料の上昇等に充当されることとなるものについて、現段階における検討内容を以下のとおりとりまとめたので、各市町村等における準備事務に資するよう予めお知らせする。

1. 交付金の額の算定について

○交付金の額は、現在保険料算定作業を行っていただいている「保険料算定ワークシート」（以下「ワークシート」という。）上の総給付費等の額をもとにして算定することとする。

○具体的には、平成20年12月19日（金）時点で都道府県から国に提出されているワークシート集計表上のデータに基づいて算定することとする。このため、各都道府県におかれては12月19日（金）までにワークシート集計表の直近版を当課まで提出されるようお願いする。

※ここで提出するワークシートは、介護報酬の改定率を見込まない状態（改定率0%）で算定作業を行ったものとする。

○また、ワークシート集計表については、

- ・12月19日（金）の期日までに提出のなかった場合には、それより以前に提出されているワークシート集計表のうち直近のものに基づいて交付金の額を算定することになること、
 - ・既に提出いただいているワークシート集計表と比較して、総給付費等額が多くなるなど変動があったものについては、個別にその理由等を精査する予定であること
 - ・12月19日（金）以降に総給付費等額に変更が生じた場合には、補正予算成立までの間に協議可能であること
- に留意されたい。

○なお、より詳細な算定方法及び交付金算定のための計算表については、追ってお示しする予定である。

2. 交付金の受け入れについて

○市町村は、交付金を平成20年度において受け入れ、当該交付金の目的のために用いるとともに、交付金を適正に管理運営するため、基金を設置するものとする。

○交付金は、このような基金を設ける市町村に対して交付することとする。

(1) 会計年度

○国の交付金は、平成20年度補正予算において執行するため、市町村の受け入れも平成20年度会計となる。

(2) 交付金の受け入れについて

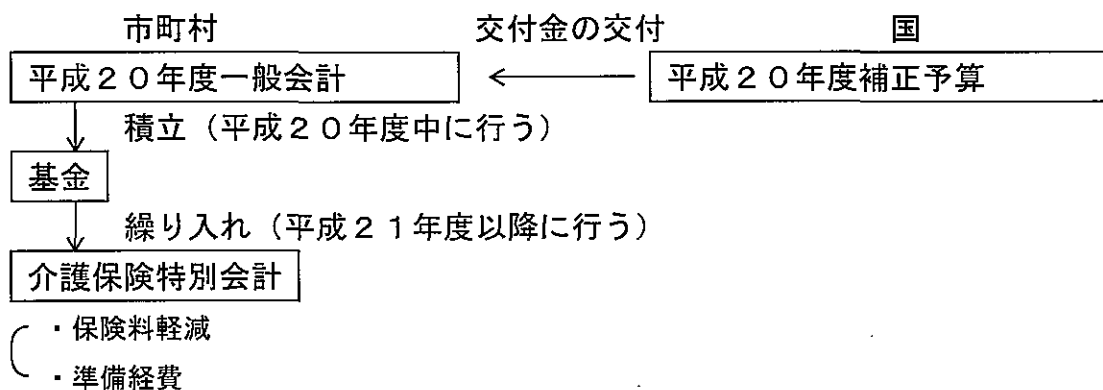
○交付金の交付は平成20年度中に行われることから、市町村は、平成20年度一般会計補正予算を組む必要がある。

○市町村は、基金を設置することに伴い、基金設置条例を制定する必要がある。

(3) 時期

○平成20年度2～3月議会において、平成20年度一般会計補正予算及び基金設置条例を制定する必要がある。

(4) 資金の流れのイメージ



※準備経費については、平成20年度から特別会計又は一般会計への繰り入れが可能。

3. 新たに基金を設置することについて

○今回の交付金は、

- ・「介護報酬の改定による保険料の上昇分を抑制し、被保険者の負担の軽減を図ること」を目的として交付するものであること
- ・第4期計画期間における保険料に限った措置であること

から、当該交付金を適正に管理・執行するために新たな基金を設置する必要がある。(当該事業終了後、基金は解散するものとし、基金に残額がある場合は国に返還)

- なお、保険料の抑制を図るものとして、介護給付費準備基金（以下「準備基金」という。）の活用という方法もあるが、準備基金については、
- ・設置目的が、「財源の不足が生じた時に充てる等により、財政の均衡を図ること」とされているところであり、その目的は広義に解釈できるものとなっている
 - ・失効日が定められていない
- というものが一般的である。
- 仮に今回の交付金を準備基金に積み立てた場合、既存の積立金と混在し、当該交付金が目的に沿った処分（取り崩し）が行われたかの管理が困難となる。

4. 広域連合等の場合の交付方法について

- 財政面まで広域化している保険者については、広域連合、一部事務組合又は合併市町村（以下「広域連合等」という。）ごとに交付金を算定する。

(1) 既に設立されている広域連合等

- 広域連合等を既に設立しているところは、既に広域連合等の一般会計が設置されているため、この一般会計に対して交付金を交付する。

(2) 平成21年度に設立する広域連合、一部事務組合及び合併する市町村

- 平成20年度中に広域連合等を設立していない場合については、(1)のような対応ができないことから、各構成市町村に基金を設置し、広域連合等に対する交付金を配分することとする。

- 按分方法は、構成市町村の申出により決めるという考え。

- なお、代表市町村にまとめて交付することも可能と考えている。

5. 今後のスケジュールについて（予定）

- | | |
|-----------|----------------------|
| 12月19日（金） | 保険料ワークシート集計表提出期限 |
| 12月中旬以降 | 交付金算定方法・条例イメージ等のお知らせ |
| 12月25日（木） | 全国介護保険担当者会議 |

※以下は補正予算成立後の作業見込み

- | | |
|-------|--|
| 1月～3月 | 交付申請受付、交付金交付決定、基金への繰り入れ
(この間、市町村において条例整備) |
| 4月 | 第4期計画期間スタート |